



アメリカ

スリング抱っこひもに新たな連邦安全基準

● CPSC ホームページ <https://www.cpsc.gov/Newsroom/News-Releases/2017/CPSC-Approves-New-Federal-Safety-Standard-for-Infant-Sling-Carriers>
● コンシューマーアフェアーズ ホームページ <https://www.consumeraffairs.com/news/cpsc-approves-new-safety-standard-for-baby-slings-011617.html> ほか

スリング抱っこひもは、幅広で長い布などを使い乳幼児をハンモックで吊るよう^うにして抱き、残りの布を親や保育者の体に巻き付け付属部品のリングやバックル・ホックなどで留めて支えるスタイルのものであるが、このスリングに関する事故が、2003年1月から2016年9月の間に159件、そのうち67件の傷害事故(10件が入院)、17件の死亡事故がCPSC(消費者製品安全委員会)に報告されている。そこで、CPSCでは2017年1月、これまでの自主基準であるASTM国際規格に新たな要件を追加した新・連邦安全基準を承認した。

安全規格としては、これまでの自主基準 ●メーカー推奨の最大限許容体重の3倍に耐える強度であること ●構造強度テストにより縫い目のほつれや布地の裂け・破損がないこと ●通常使用時に乳幼児

が落下しない程度の保持力を有すること、に加え、今回新たに ●乳幼児を抱く際の正しいポジションの図解 ●窒息事故の危険性と防止策を示す警告ラベル ●転落事故の危険性を示す警告ラベル ●使用時に留め具などが正しく作動することを必ず点検するよう促す注意書きを貼付することが追加された。

CPSCは、スリング抱っこひもの使用時に起こりやすい危険な窒息事故として、布が乳児の鼻と口を塞ぎ1~2分で窒息する場合と、乳児の顔が胸に接するほど前屈して気道を塞ぎ徐々に窒息する場合の2タイプがあると解説。いずれも首が据わらない生後4カ月までの乳児に起こりやすいため、親や保育者は乳児の顔が常に見えるか、鼻や口が塞がれていないか、乳児のアゴと胸の間に十分スペースはあるかなどを頻繁に確認すべきであると注意している。



イギリス

チケットの転売サイトに規制導入

● 文化・メディア・スポーツ省 ホームページ <https://www.gov.uk/government/publications/consumer-protection-measures-applying-to-ticket-resale-waterson-review-government-response>
https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/599193/review-online-secondary-ticketing-facilities-government-response.pdf
● which? ホームページ <http://press.which.co.uk/whichstatements/which-response-to-the-dcms-announcement-on-ban-of-bots-within-the-secondary-ticketing-market/> ほか

スポーツ観戦やコンサートに都合で行けなくなった際、オンラインの二次販売サイトを利用すれば、定価(額面)のいくらかは手元に戻り、チケットも無駄にならず便利だ。しかし中には、最初から転売目的で発売開始と同時に大量のチケットを購入し高額で転売する悪質な業者があり、人気イベントのチケットは消費者には購入が非常に困難になっている。また、サイトの中には価格や座席番号が記載されていないチケットを売りつける業者もあり、which?などの消費者団体では以前から改善を求めている。

政府は消費者権利法2015(CRA: Consumer Rights Act 2015)で、二次販売のチケットに価格や座席などの情報を明示するなどの新たな規制を導入したが、消費者保護対策のための見直しを、ウォーリック大学のウォーターソン経済学教授に諮問した。

これに対して2016年5月に、一次・二次のチケット販売業界の透明性の確保、適切な消費者保護策や規制の必要性など9項目の提言からなる報告書が公表された。特に、一次販売業者はボット(ネット上で瞬時に大量のチケット購入を可能にするソフトウェアプログラム)の乱用に注視し必要に応じて警察などに通報すべきであると提言している。

アメリカでは2016年12月にボットの利用を禁止するBOTS法(Better Online Ticket Sales Act)が成立しており、イギリスでも2017年3月に発表された文化・メディア・スポーツ省の回答書によると、ウォーターソン報告書の提言が全面的に採択されることとなった。ボットに関しては、現在審議中のデジタル経済法改正案で二次販売サイトの使用禁止が組み込まれる見通しである。



オーストリア

ビスフェノールAを含むレシートを廃止した店舗も

- VKI ホームページ <https://www.konsument.at/markt-dienstleistung/kassabons-mit-bisphenol-a-belastet>
- VKI「消費者」2011年4月号 <https://www.konsument.at/markt-dienstleistung/bisphenol-a-kassabons>
- 欧州委員会規則 2016/2235 <http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32016R2235&from=EN>

買い物をすると必ず手にするレシートは、感熱紙に印刷された小さな紙片である。感熱紙にはビスフェノールA(BPA)*が含まれることから、レシートの安全性を心配する声もある。そこで、VKI(オーストリア消費者情報協会)は、2011年に12店舗のレシートを対象にテストを行ったが、全レシートからBPAが検出されている。今回、状況が改善されたかどうか調べるため、同協会は全国のスーパー、薬局、飲食店、ガソリンスタンド等から集めたレシートおよび乗車券など合計337枚の紙片を対象に、再びBPAのテストを行った。

その結果、約9割の紙片に、相変わらずBPAが含まれていたという。そのうち、感熱紙1kg当たり10.000mg以上のBPAが検出された検体は、220枚に上った。特に、飲食店、薬局のレシートの汚染

度が高いことに、同協会は驚いている。その一方で、BPAを含まないレシートに切り替えた大手スーパーが現れるなど、改善点も確認できた。BPAを全く含まないレシートは30枚あった。

BPAは、主として食品容器等から経口摂取されるが、EFSA(欧州食品安全機関)によると、感熱紙からの摂取量は2番目に多いという。そこで、レシートに頻繁に触るレジ係等の健康を守るためにも、早急な対策が求められていた。これを受けてEUでは、2020年1月から、重量比0.02%以上のBPAを含む感熱紙の使用が禁止される(欧州委員会規則2016/2235)。ただし、同規則が定める猶予期間が長いことについて、一部の消費者団体は批判している。

* ウェブ版「国民生活」2015年8月号
http://www.kokusen.go.jp/wko/pdf/wko-201508_08.pdf



ドイツ

新しい旅行のかたちに注目

- 商品テスト財団「テスト」2017年4月号 <https://www.test.de/Wohnungstausch-Zuhause-bei-Fremden-mit-diesen-Portalen-geht-das-5157600-0/>
- 商品テスト財団 ホームページ <https://www.test.de/Leseraufruf-Wohnungstausch-im-Urlaub-wie-gut-klappt-das-5116060-0/>

ドイツ人の国民性の1つに、「旅行好き」が挙げられる。何カ月も前から旅行計画を立てながら、普段の生活では節約に徹し、浮いたお金を旅行に回すというライフスタイルである。

しかも、最近はホテルや民宿に滞在する旅行では満足できず、目的地の見知らぬ人と住居を交換し、自宅のように生活するかたちの旅行が注目されている。これは、「住居交換」(Wohnungstausch)と呼ばれるサービスで、ネット環境の整備により、規模が一気に拡大した。

そこで、商品テスト財団『テスト』誌では、ドイツ語のホームページがあり、同財団のアンケートに回答した4つのサービスを紹介するとともに、利用者の体験談を掲載している。このうち3つのサービスは、ネット登録してから年会費を払い、世界中の会

員からパートナーを検索するしくみだが、残り1つはポイント制を採用しており、会費が発生しない。いずれも費用が安く抑えられることから、ドイツ人の節約志向に合致し、体験者は肯定的な感想を述べている。ただし、ポイント制を採用しているサービスに対しては、ドイツ国内に直通電話に対応する窓口がないのは不便という声も上がった。

住居交換が失敗しないためのヒントとして、同財団は、書面で契約書を交わし、双方が署名すること、家財・賠償責任保険に加入すること、相手のメールアドレス等をチェックし、実際に電話をかけてみる、ユーザーレビューを参考にすること、パートナーの滞在について、友人・隣人に知らせておくことなどを助言している。